

第4回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会

- 議事概要 -

1. 日時：平成18年12月14日（木） 15:00～17:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者（敬称略）

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）

亀岡 保夫（公認会計士）

佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）

高山 昌茂（公認会計士）

長 光雄（公認会計士）

弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

中藤次長、原山審議官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、河内参事官補佐、石毛参事官補佐、吉本係長（以上、内閣官房行政改革推進室）

駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官房管理室）

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

- ・公益目的支出計画に係る主な論点及び検討の視点
- ・公益認定に係る主な検討事項（公益目的事業比率関係）

(3) 自由討議

(4) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料1（前回議論ができなかった . 2 . についてのみ）及び資料2に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【資料1について】

公益目的支出計画においては、支出額は多いほど良いということになっているため、移行前よりも不必要に経費をかけることを誘発しないかとの指摘があったが、公益目的支出計画の対象となる事業は法人が選択可能であり、また、支出計画の期間についても法人の事業実態等に応じて設定することが許容されるのであれば、法人としても無理のない範囲で支出計画を策定し、むやみな支出を行って財務を損なうような行動を取って選択することはないのではないか。

【資料2について】

i) 費用の分類（事業費・管理費）

営利企業における営業外費用に相当する費用のうち、当該事業に直接要する資金調達に係る支払利息など、事業関連性の認められるようなものについては事業費として認めることもありうるのではないかと。

事業費と管理費との切り分けについて、それぞれの定義や具体的にどのような支出がそれらに該当するかについて、更に検討が必要ではないかと。

役員報酬や人件費の配賦の仕方は、小規模の法人にも配慮して検討を行うべき。

ii) 費用に係る特別の算定方法

無償の役務提供は技術的に困難な点があるものの、無償の役務提供を積極的に評価する政策的必要性があるのであれば、法人が証明可能な範囲で事業比率の計算に含めるか否かは法人の任意とし、算入することとした場合は、全部門の事業費及び管理費において継続的に事業比率の計算に含めることとし、一定の疎明資料を求める等により報告の信頼性を高めることとしてはどうか。

将来の具体的な活動のために積み立てる金額を事業比率の計算に含める場合、減価償却類似の整理がとれないか。また、その活動が中止や変更となった場合の、事業比率の計算について検討が必要。

特定の非減価償却資産については、一定の基準で事業比率の計算に含めることも考えられるのではないかと。

(4) 閉会

次回の研究会は12月27日（水）午前10時から行うことが確認された。

以 上